

特定非営利活動法人もちもちの木定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人もちもちの木という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区土橋町5番35号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者及び認知症高齢者、その他手助けを必要とするすべての人に対して、住民参加とボランティア精神のもとに、地域に根ざしたサービスを提供し、すべての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- 1、介護保険法による通所介護の居宅サービス事業
- 2、介護保険法による訪問介護サービスの居宅サービス事業
- 3、介護保険法による居宅介護支援事業
- 4、介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業
- 5、介護保険法による訪問入浴サービスの居宅サービス事業
- 6、介護保険法による訪問看護の居宅サービス事業
- 7、介護保険法による訪問リハビリテーションの居宅サービス事業
- 8、介護保険法による通所リハビリテーションの居宅サービス事業

- 9、介護保険法による短期入居者生活介護の居宅サービス事業
- 10、介護保険法による特定施設入居者介護の居宅サービス事業
- 11、介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業
- 12、介護保険法による小規模多機能型居宅介護の居宅サービス事業
- 13、介護保険法による夜間対応型訪問介護の居宅サービス事業
- 14、介護保険法による認知症対応型通所介護の居宅サービス事業
- 15、介護保険法による地域密着型特定施設入所者介護の居宅サービス事業
- 16、介護保険法による介護予防支援の居宅サービス事業
- 17、介護保険法による介護予防通所介護又は第1号通所事業
- 18、介護保険法による介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
- 19、介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業
- 20、介護保険法による介護予防小規模多機能型居宅介護の居宅サービス事業
- 21、介護保険法による介護予防認知症対応型通所介護の居宅サービス事業
- 22、介護保険法による地域密着型通所介護の居宅サービス事業
- 23、障害者総合支援法による特定相談支援事業
- 24、障害者総合支援法による一般相談支援事業
- 25、児童福祉法による障害児相談支援事業
- 26、障害者総合支援法による居宅介護事業
- 27、障害者総合支援法による重度訪問介護事業
- 28、障害者総合支援法による行動援護事業
- 29、障害者総合支援法による生活介護事業
- 30、児童福祉法による障害児通所支援事業
- 31、障害者総合支援法による自立訓練事業
- 32、障害者総合支援法による就労移行支援事業
- 33、障害者総合支援法による就労継続支援事業
- 34、障害者総合支援法による共同生活援助事業
- 35、障害者総合支援法による移動支援事業
- 36、障害者総合支援法による地域活動支援センターを運営する事業
- 37、障害者総合支援法による福祉ホームを運営する事業
- 38、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- 39、共同生活介護事業
- 40、道路交通法による介護タクシーおよび有償運送の事業
- 41、生活支援型食事サービス事業
- 42、在宅高齢者及び在宅障害者に対する配食業務
- 43、地域コミュニケーションサロンの利用者に対する配食業務
- 44、在宅高齢者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導
- 45、在宅障害者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導

- 46、高齢者、障害者の趣味活動、社会参加の援助
- 47、高齢者福祉、障害者福祉に関わる相談ならびに援助業務
- 48、高齢者専用賃貸住宅の運営管理
- 49、高齢者専用賃貸住宅以外の高齢者住宅の運営管理
- 50、有料老人ホームの運営管理
- 51、子育て支援および子育てに関する相談
- 52、託児・一時保育
- 53、介護教室、ホームヘルパー研修、介護職研修等、地域教育研修事業
- 54、見守り、身元保証、財産管理、任意後見、成年後見等、遺言執行、死後事務、遺贈契約、公益信託及び関連業務の受託
- 55、遺言、生前贈与・遺贈契約、民事信託契約及び関連業務の作成の相談、助言、その他の支援
- 56、尊厳死宣言、エンディングノート、ライフプランノート等による意思表示の相談、助言、その他の支援
- 57、その他の見守り等に関する地域団体、行政機関、各種企業・団体との連携、及び連携先が行う事業の広報、啓発、斡旋に係る事業
- 58、前各号に付帯する一切の事業

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、勧告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 この法人を管理するために、施設長を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第五章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 財産の処分
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第六章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第十章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 竹中 寛
理 事 村上 敬子
理 事 品川 廣
理 事 中村 隆行
監 事 下川 仁子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(正 会 員)	入会金2000円	年会費3000円
(賛助会員)	入会金1000円	年会費2000円

令和7年度の事業計画書

2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

法人名 特定非営利活動法人もちもちの木

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
4. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業 19. 介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業	認知症高齢者（要支援1～2及び要介護1～5）の為にグループホームの運営	(A) 通年 (B) ①土橋（土橋のおうち） ②古江新町（古田のおうち） (C) ①土橋＝17名 ②古田＝23名	(D)認知症要支援認定及び要介護認定高齢者 (E)定員各9名、計18名	85,000
22. 介護保険法による地域密着型通所介護の居宅サービス事業 17. 介護保険法による介護予防通所介護又は第1号通所事業	要支援認定及び要介護認定高齢者を対象としたデイサービスの運営	(A) 日～金 年始3日間休日 (B) ①古江新町（古田のおうち） (C) 古田＝28名	(D)要支援及び要介護高齢者 (E)定員古田26名	35,000

41. 生活支援型食事サービス事業	地域コミュニティ支援事業 住民参加とボランティア精神のもとに、地域に根差したサービスの提供 (その1) (1) 庚午カフェ ① お弁当作り(¥800 円) 一部配達有り (20 個程度) ② 「お一人様おせち料理」を提供	(A) 第 1 火曜日 (B) 庚午のうちに (C) 職員 2 名+地元ボランティア 15 名 (A) 年末 (B) 庚午のうちに (C) 職員 2 名+地元ボランティア 15 名	(D) 地域高齢者住民 (E) 80 食～ (D) 地域高齢者住民 (E) 120 食～	300
43. 地域コミュニケーションサロンの利用者に対する配食業務	地域コミュニティ支援事業 (その2) (1) サロン(お茶代@300 円)としての運営を支援 (2) もちもちカフェ(認知症カフェ) 国泰寺地域包括支援センターと連携して認知症カフェを運営 (3) カフェ万葉の和 万葉集を通じたサロン会(お茶代@100 円)の運営を支援 (4) 年金酒場 年金受給者の交流会 自身の飲料物+参加費 1500 円(軽食代)のルールで隔月開催をサポート	(A) 第 3 火曜日 (B) 庚午のうちに (C) 職員 2 名+地元ボランティア 15 名 (A) 毎月第 2 金曜日 10:30～12:00 (B) 土橋のうちに (C) 専門職 2～3 名 (A) 第 3 土曜日 (B) 古田のうちに (C) ー (A) 偶数月第 1 水曜日 (16 時～18 時) (B) 庚午のうちに (C) ー	(D) 地域高齢者住民 (E) 30 名(含むボランティア) (D) 認知症とその家族 (E) 参加延べ人数 50 人～ (D) 地域高齢者住民 (E) サロン会; 1 回参加者 7～8 名 (D) 地域高齢者住民 (E) 年 8 回開催 1 回 20 名前後	50

46. 高齢者、障害者の趣味活動、社会参加の援助	地域コミュニティ支援事業 (その3) (1) しあわせ100歳体操 地域高齢者で自主運営している100歳体操をサポート	(A) 毎週土曜日 (B) 古田のおうち (C) -	(D) 地域高齢者住民 (E) 体操; 1回 参加者 5~10名	0
44. 在宅高齢者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導 45. 在宅障害者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導	生活支援事業 ① 住まいと暮らしの保健室 広島県共同募金社会課題解決プロジェクトに参加し、カフェスタイルを取りながら個別相談及び健康チェック&保健指導を実施 ② ふれあいサービス 介護保険以外での、在宅高齢者・障害者の困りごと、例えば、自宅の草抜き、病院への付き添い、買い物代替、衣替え時機の依頼から電球交換等々の依頼を受け、その需要に応じたサービスを提供。(時間@1400 円の利用料を依頼者が負担) * 月1回の自主勉強会で情報の共有化と庚午包括支援センターとの連携強化を図る。	(A) 毎週火曜日 AM10時~15時 (B) 庚午のおうち (C) 専門職 5~6名 (A) 通年 (B) 庚午・草津・古田近郊 (C) 登録者(実働部隊=地域住民) 35名とコーディネーター(職員2名)	(D) 在宅高齢者・障害者 (E) 延べ人数 250名前後 (D) 在宅高齢者・障害者 (E) 250件 (昨年実績 201件)	1,900
47. 高齢者福祉、障害者福祉に関わる相談ならびに援助業務 51. 子育て支援および子育てに関する相談	居住支援法人として、広島県及び広島市に登録し、高齢者や障害者を中心とした「住宅確保要配慮者」に対し、住まい探しのお手伝い及び各種相談(生活保護申請等)の実施	(A) 原則、火~土 10時~16時 (B) 古田のおうち (C) 選任担当1名	(D) 住宅確保要配慮者(高齢者・障害者・子育て世代等) (E) 入居前相談件数; 月2件~5件	1,611

48. 高齢者専用賃貸住宅の運営管理	シェアハウスの運営	(A) 通年 (B) 庚午のおうち (C) 総務担当 1 名	(D) 全世代向け (E) 6 世帯	2,400
49. 高齢者専用賃貸住宅以外の高齢者住宅の運営管理	① 庚午のおうちの 6 世帯の入居者で自主運営。但し退・入室は総務が管理 ② 新古田のおうちの 3 階部分に高齢者向けシェアハウスを運営（見守り機能付き）	(A) 2026 年 3 月～ (B) 新古田のおうち (C) 総務担当 1 名	(D) 高齢者向け (E) 8 世帯	
54. 見守り、身元保証、財産管理、任意後見、成年後見等、遺言執行、死後事務、遺贈契約、公益信託及び関連事業の受託	地域の高齢者等の尊厳ある暮らしと安心できる最期を支える包括支援事業 地域の高齢者等が判断があり、元気なうちに当法人と契約して置くことにより、その後の身体的・精神的な衰え等、段階に応じて、次に掲げる支援を一部又は一括で請負う。 ① 定期的な見守り ② 財産管理、 ③ 任意後見、成年後見 ④ 遺言執行 ⑤ 死後事務	(A) 毎週木曜日 (B) 庚午のおうち (C) 選任担当者 1 名	(D) 高齢者 (E) 月に 2 ～ 3 名	300
55. 遺言、生前贈与・遺贈契約、民事信託契約及び関連業務の作成の相談、助言、その他の支援	遺言等契約書類の作成に関する相談 選任担当者や弁護士等と協力して作成。	(A) 随時 (B) 庚午のおうち又は相談者自宅等 (C) 選任担当者 1 名	(D) 高齢者 (E) 若干名	11
56. 尊厳死宣言、エンディングノート、ライフプランノート等による意思表示の相談、助言、その他の支援	エンディングノート等に関する作成・助言等	(A) 随時 (B) 庚午のおうち又は相談者自宅等 (C) 選任担当者 1 名	(D) 高齢者 (E) 若干名	10

57. その他見 守り等に関する 地域団体、 行政機関、各 種企業・団体 との連携、及 び連携先が行 う事業の広 報、啓発、幹 旋に係る事業	地域団体・各種行政機関との 調整及び連携相談等	(A) 随時 (B) 各種行政機関等 (C) 選任担当者 1 名	(D) 高齢者 (E) 若干名	10
58. 前各号に 付帯する一切 の業務				

計 126,592 千円

事業名 (定款に記載し た事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1. 介護保険法 による通所介 護の居宅サー ビス事業 2. 介護保険法 による訪問介 護サービスの 居宅サービス 事業 3. 介護保険法 による居宅介 護支援事業 5. 介護保険法 による訪問入浴 サービスの居 宅サービス事業 6. 介護保険法 による訪問看 護の居宅サー ビス事業 7. 介護保険法 による訪問リ ハビリテーシ ョンの居宅サ	実施予定なし		

サービス事業 8. 介護保険法 による通所リ ハビリテーシ ョンの居宅サ ービス事業 9. 介護保険法 による短期入 居者生活介護 の居宅サービ ス事業 10. 介護保険法 による特定施 設入居者介護 の居宅サービ ス事業 11. 介護保険法 による福祉用 具貸与の居宅 サービス事業 12. 介護保険法 による小規模 多機能型居宅 介護の居宅サ ービス事業 13. 介護保険法 による夜間対 応型訪問介護 の居宅サービ ス事業 14. 介護保険法 による認知症 対応型通所介 護の居宅サー ビス事業 15. 介護保険法 による地域密 着型特定施設 入所者介護の 居宅サービス 事業 16. 介護保険法 による介護予 防支援の居宅 サービス事業 18. 介護保険法 による介護予 防訪問介護又			
---	--	--	--

は第 1 号訪問事業 20. 介護保険法による介護予防小規模多機能型居宅介護の居宅サービス事業 21. 介護保険法による介護予防認知症対応型通所介護の居宅サービス事業 23. 障害者総合支援法による特定相談支援事業 24. 障害者総合支援法による一般相談支援事業 25. 児童福祉法による障害児相談支援事業 26. 障害者総合支援法による居宅介護事業 27. 障害者総合支援法による重度訪問介護事業 28. 障害者総合支援法による行動援護事業 29. 障害者総合支援法による生活介護事業 30. 児童福祉法による障害児通所支援事業 31. 障害者総合支援法による自立訓練事業 32. 障害者総合支援法による就労移行支援事業			
--	--	--	--

33. 障害者総合支援法による就労継続支援事業 34. 障害者総合支援法による共同生活援助事業 35. 障害者総合支援法による移動支援事業 36. 障害者総合支援法による地域活動支援センターを経営する事業 37. 障害者総合支援法による福祉ホームを経営する事業 38. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 39. 共同生活介護事業 40. 道路交通法による介護タクシーおよび有償運送の事業 42. 在宅高齢者及び在宅障害者に対する配食業務 50. 有料老人ホームの運営管理 52. 託児・一時保管 53. 介護教室、ホームヘルパー研修、介護職研修等、地域教育研修事業			
--	--	--	--

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和8年度の事業計画書

2026年 4月 1日から 2027年 3月 31日まで

法人名 特定非営利活動法人もちもちの木

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
4. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業	(1)認知症高齢者(要支援1～2及び要介護1～5)の為にグループホームの運営	(A) 年中無休 (B) 古江新町 (新古田のおうち) (C) 古田＝40名	(D)認知症要支援及び要介護認定高齢者 (E)定員1階9名、2階9名計18名	87,000
19. 介護保険法による介護予防認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業	(2)グループホーム内において、デイサービスの運営	(A) 年中無休 (B) 古江新町 (新古田のおうち) (C) 古田＝42名	(D) 認知症要支援及び要介護認定高齢者 (E)各階3名	
14. 介護保険法による認知症対応型通所介護の居宅サービス事業				
21. 介護保険法による介護予防認知症対応型通所介護の居宅サービス事業				

22. 介護保険法による地域密着型通所介護の居宅サービス事業	要支援認定及び要介護認定高齢者を主な対象としたデイサービスの運営	(A) 日～金 年始3日間休日 (B) 古江新町 (古田のおうち) (C) 古田=28名	(D) 要支援・要介護高齢者 (E) 定員 古田 26名	36,000
17. 介護保険法による介護予防通所介護又は第1号通所事業				
41. 生活支援型食事サービス事業	地域コミュニティ支援事業 住民参加とボランティア精神のもとに、地域に根差したサービスの提供 (その1) (1) 庚午カフェ ① お弁当作り(¥800 円) 一部配達有り(20 個程度) ② 「お一人様おせち料理」を提供	(A) 第1火曜日 (B) 庚午のおうち (C) 職員2名+地元ボランティア15名 (A) 年末 (B) 庚午のおうち (C) 職員2名+地元ボランティア15名	(D) 地域高齢者住民 (E) 100食～ (D) 地域高齢者住民 (E) 120食～	330
43. 地域コミュニケーションサロンの利用者に対する配食業務	地域コミュニティ支援事業 (その2) (1) サロン(お茶代¥300 円)としての運営を支援 (2) カフェ万葉の和万葉集を通じたサロン会(お茶代¥100 円)の運営を支援 (3) 年金酒場 年金受給者の交流会 自身の飲料物+参加費1500 円(軽食代)のルールで隔月開催をサポート	(A) 第3火曜日 (B) 庚午のおうち (C) 職員2名+地元ボランティア15名 (A) 第3土曜日 (B) 古田のおうち (C) - (A) 偶数月第1水曜日(16時～18時) (B) 庚午のおうち (C) -	(D) 地域高齢者住民 (E) 30名(含むボランティア) (D) 地域高齢者住民 (E) サロン会; 1回参加者7～8名 (D) 地域高齢者住民 (E) 年8回開催 1回20名前後	50

46. 高齢者、障害者の趣味活動、社会参加の援助	地域コミュニティ支援事業 (その3) (1) しあわせ100歳体操 地域高齢者で自主運営している100歳体操をサポート	(A) 毎週土曜日 (B) 古田のおうち (C) -	(D) 地域高齢者住民 (E) 体操; 1回 参加者 5~10名	0
44. 在宅高齢者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導 45. 在宅障害者に対する日常生活の介護、介助、および生活援助並びにその相談、助言、指導	生活支援事業 ① 住まいと暮らしの保健室 広島県共同募金社会課題解決プロジェクトに参加し、カフェスタイルを取りながら個別相談及び健康チェック&保健指導を実施 ② ふれあいサービス 介護保険以外での、在宅高齢者・障害者の困りごと、例えば、自宅の草抜き、病院への付き添い、買い物代替、衣替え時機の依頼から電球交換等々の依頼を受け、その需要に応じたサービスを提供。(時間@1400 円の利用料を依頼者が負担) * 月1回の自主勉強会で情報の共有化と庚午包括支援センターとの連携強化を図る。	(A) 毎週火曜日 AM10時~15時 (B) 庚午のおうち (C) 専門職 5~6名 (A) 通年 (B) 庚午・草津・古田近郊 (C) 登録者(実働部隊=地域住民) 40名とコーディネーター(職員2名)	(D) 在宅高齢者・障害者 (E) 延べ人数 300名前後 (D) 在宅高齢者・障害者 (E) 300件	2,100
47. 高齢者福祉、障害者福祉に関わる相談ならびに援助業務 51. 子育て支援および子育てに関する相談	居住支援法人として、広島県及び広島市に登録し、高齢者や障害者を中心とした「住宅確保要配慮者」に対し、住まい探しのお手伝い及び各種相談(生活保護申請等)の実施	(A) 原則、火~土 10時~16時 (B) 古田のおうち (C) 選任担当 1名以上	(D) 住宅確保要配慮者(高齢者・障害者・子育て世代等) (E) 入居前相談件数; 月2件~5件	1,600

48. 高齢者専用賃貸住宅の運営管理	シェアハウスの運営			3,200
49. 高齢者専用賃貸住宅以外の高齢者住宅の運営管理	① 庚午のおうちの6世帯の入居者で自主運営。但し退・入居は総務が管理 ② 新古田のおうちの3階部分に高齢者向けシェアハウスを運営（見守り機能付き）	(A) 通年 (B) 庚午のおうち (C) 総務担当1名 (A) 通年 (B) 新古田のおうち (C) 総務担当1名	(D) 全世代向け (E) 6世帯 (D) 高齢者向け (E) 8世帯	
54. 見守り、身元保証、財産管理、任意後見、成年後見等、遺言執行、死後事務、遺贈契約、公益信託及び関連事業の受託	地域の高齢者等の尊厳ある暮らしと安心できる最期を支える包括支援事業 地域の高齢者等が判断があり、元気なうちに当法人と契約して置くことにより、その後の身体的・精神的な衰え等、段階に応じて、次に掲げる支援を一部又は一括で請負う。 ① 定期的な見守り ② 財産管理、 ③ 任意後見、成年後見 ④ 遺言執行 死後事務	(A) 毎週木曜日 (B) 庚午のおうち (C) 選任担当者1名	(D) 高齢者 (E) 月に4～5名	621
55. 遺言、生前贈与・遺贈契約、民事信託契約及び関連業務の作成の相談、助言、その他の支援	遺言等契約書類の作成に関する相談 選任担当者や弁護士等と協力して作成。	A) 随時 (B) 庚午のおうち又は相談者自宅等 (C) 選任担当者1名	(D) 高齢者 (E) 若干名	30
56. 尊厳死宣言、エンディングノート、ライフプランノート等による意思表示の相談、助言、その他の支援	エンディングノート等に関する作成・助言等	(A) 随時 (B) 庚午のおうち又は相談者自宅等 (C) 選任担当者1名	(D) 高齢者 (E) 若干名	25

57. その他見 守り等に関する 地域団体、 行政機関、各 種企業・団体 との連携、及 び連携先が行 う事業の広 報、啓発、幹 旋に係る事業	地域団体・各種行政機関との 調整及び連携相談等	(A) 随時 (B) 各種行政機関等 (C) 選任担当者 1 名	(D) 高齢者 (E) 若干名	25
58. 前各号に 付帯する一切 の業務				

計 130,981 千円

事業名 (定款に記載し た事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1. 介護保険法 による通所介 護の居宅サー ビス事業 2. 介護保険法 による訪問介 護サービスの 居宅サービス 事業 3. 介護保険法 による居宅介 護支援事業 5. 介護保険法 による訪問入浴 サービスの居 宅サービス事業 6. 介護保険法 による訪問看 護の居宅サー ビス事業 7. 介護保険法 による訪問リ ハビリテーシ ョンの居宅サ	実施予定なし		

ービス事業 8. 介護保険法による通所リハビリテーションの居宅サービス事業 9. 介護保険法による短期入居者生活介護の居宅サービス事業 10. 介護保険法による特定施設入居者介護の居宅サービス事業 11. 介護保険法による福祉用具貸与の居宅サービス事業 12. 介護保険法による小規模多機能型居宅介護の居宅サービス事業 13. 介護保険法による夜間対応型訪問介護の居宅サービス事業 15. 介護保険法による地域密着型特定施設入所者介護の居宅サービス事業 16. 介護保険法による介護予防支援の居宅サービス事業 18. 介護保険法による介護予防訪問介護又は第 1 号訪問事業 20. 介護保険法による介護予防小規模多機			
---	--	--	--

能型居宅介護 の居宅サービ ス事業 23. 障害者総合 支援法による 特定相談支援 事業 24. 障害者総合 支援法による 一般相談支援 事業 25. 児童福祉法 による障害児 相談支援事業 26. 障害者総合 支援法による 居宅介護事業 27. 障害者総合 支援法による 重度訪問介護 事業 28. 障害者総合 支援法による 行動援護事業 29. 障害者総合 支援法による 生活介護事業 30. 児童福祉法 による障害児 通所支援事業 31. 障害者総合 支援法による 自立訓練事業 32. 障害者総合 支援法による 就労移行支援 事業 33. 障害者総合 支援法による 就労継続支援 事業 34. 障害者総合 支援法による 共同生活援助 事業 35. 障害者総合 支援法による 移動支援事業			
---	--	--	--

36. 障害者総合支援法による地域活動支援センターを経営する事業			
37. 障害者総合支援法による福祉ホームを経営する事業			
38. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業			
39. 共同生活介護事業			
40. 道路交通法による介護タクシーおよび有償運送の事業			
42. 在宅高齢者及び在宅障害者に対する配食業務			
50. 有料老人ホームの運営管理			
52. 託児・一時保管			
53. 介護教室、ホームヘルパー研修、介護職研修等、地域教育研修事業			

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（申請年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和7年度 活動予算書

2025年4月1日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人もちもちの木

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	300,000	360,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	4,000,000	4,000,000	
4. 事業収益			
土橋グループホーム事業収益	45,000,000		
土橋地域交流事業収益	10,000		
ふれあいサービス事業収益	1,200,000		
古田グループホーム収益事業	47,000,000		
古田デイサービス収益事業	42,000,000		
古田地域交流事業収益	50,000		
庚午ののうち事業収益	3,300,000		
庚午地域交流事業収益	1,200,000		
その他の事業	1,500,000	141,260,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
受取配当金収益	1,000		
雑収益	1,000,000	1,004,000	
経常収益計			147,624,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	75,000,000		
賞与手当	6,000,000		
アルバイト給与	500,000		
退職給付費用	0		
法定福利費	1,100,000		
福利厚生費	400,000		
通勤費	2,000,000		
人件費計	85,000,000		
(2) その他経費			
業務委託費	700,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
車両費	1,000,000		
通信費	1,000,000		
消耗品費	1,000,000		
修繕費	1,000,000		
水道光熱費	7,000,000		
地代家賃	14,532,576		
給食用食材	7,000,000		
日用品	500,000		
保健衛生費	700,000		
新聞図書費	150,000		
保険料	1,120,000		
慶弔費	100,000		
諸会費	100,000		

科目		金額	
租税公課	300,000	126,592,576	
研修費	50,000		
支払手数料	500,000		
支払寄付金	10,000		
広告宣伝費	500,000		
リース料	3,000,000		
接待交際費	60,000		
運搬費	10,000		
支払報酬	100,000		
雑費	1,000,000		
雑損失	10,000		
その他経費計	41,592,576		
事業費計			
2. 管理費		39,485,000	
(1) 人件費			
役員報酬	4,700,000		
法定福利費	700,000		
人件費計	5,400,000		
(2) その他経費			
租税公課	1,200,000		
支払手数料	1,200,000		
支払利息	10,500,000		
支払寄付金	10,000		
総会費用	150,000		
通信費	25,000		
雑費	10,000,000		
支払報酬	11,000,000		
その他経費計	34,085,000		
管理費計			
経常費用計			166,077,576
当期経常増減額			△18,453,576
Ⅲ 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△18,453,576
法人税、住民税及び事業税			121,000
当期正味財産増減額			△18,574,576
前期繰越正味財産額			70,715,531
次期繰越正味財産額			52,140,955

※ その他の事業は実施を規定していません。

令和 8 年度 活動予算書

2026年4月1日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人もちもちの木

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	500,000	560,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	4,000,000	4,000,000	
4. 事業収益			
ふれあいサービス事業収益	1,400,000		
古田グループホーム収益事業	104,000,000		
古田デイサービス収益事業	45,000,000		
古田地域交流事業収益	50,000		
庚午のおうち事業収益	3,300,000		
庚午地域交流事業収益	1,200,000		
その他の事業	2,000,000	156,950,000	
5. その他収益			
受取利息	3,000		
受取配当金収益	1,000		
雑収益	1,000,000	1,004,000	
経常収益計			163,514,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	76,000,000		
賞与手当	8,000,000		
アルバイト給与	500,000		
退職給付費用	0		
法定福利費	1,200,000		
福利厚生費	500,000		
通勤費	2,000,000		
人件費計	88,200,000		
(2) その他経費			
業務委託費	700,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	100,000		
車両費	1,000,000		
通信費	1,000,000		
消耗品費	1,000,000		
修繕費	1,000,000		
水道光熱費	7,000,000		
地代家賃	15,721,576		
給食用食材	7,000,000		
日用品	500,000		
保健衛生費	700,000		
新聞図書費	150,000		
保険料	1,120,000		
慶弔費	100,000		
諸会費	100,000		
租税公課	300,000		
研修費	50,000		

科目		金額	
支払手数料	500,000	130,981,576	
支払寄付金	10,000		
広告宣伝費	500,000		
リース料	3,000,000		
接待交際費	60,000		
運搬費	10,000		
支払報酬	100,000		
雑費	1,000,000		
雑損失	10,000		
その他経費計	42,781,576		
事業費計		30,547,000	161,528,576
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	4,700,000		
法定福利費	700,000		
人件費計	5,400,000		
(2) その他経費			
租税公課	1,200,000		
支払手数料	1,200,000		
支払利息	15,562,000		
支払寄付金	10,000		
総会費用	150,000		
通信費	25,000		
雑費	5,000,000		
支払報酬	2,000,000		
その他経費計	25,147,000		
管理費計		0	1,985,424
経常費用計			
当期経常増減額		0	0
III 経常外収益			
1. 過年度損益修正益		0	0
経常外収益計			
IV 経常外費用		0	0
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			1,985,424
税引前当期正味財産増減額			121,000
法人税、住民税及び事業税			1,864,424
当期正味財産増減額			52,140,955
前期繰越正味財産額			54,005,379
次期繰越正味財産額			

※ その他の事業は実施を規定していません。